

第3期

第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画

平成27年3月

山 口 県

目 次

	頁
1 背景及び目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	2
2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）	2
3 計画の期間	2
4 管理を行う区域	2
5 管理の目標等	2
(1) 現状	2
(2) 被害状況及び被害防除対策	10
(3) 狩猟者の状況	11
(4) 管理の目標	13
(5) 目標を達成するための基本的な考え方	13
6 鳥獣の数の調整に関する事項	14
(1) 個体群管理の考え方	14
(2) 個体群管理の目標	14
(3) 個体群管理の方法	15
7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	16
(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的	16
(2) 実施期間	16
(3) 実施区域	16
(4) 事業の目標	16
(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	16
(6) 事業の実施者	17
8 生息地の保護及び整備に関する事項	17
9 その他管理のために必要な事項	17
(1) 被害防除対策	17
(2) 調査研究	17
(3) 計画の推進体制	18
(4) 計画の進行管理	18
◇参考資料◇	
資料1 山口県におけるシカの捕獲頭数及び農林業被害額	19
資料2 山口県におけるシカ防護柵設置状況	19
資料3 狩猟者登録状況	20

1 背景及び目的

(1) 背景

本県に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）は、DNA解析の結果、南日本型に分類される数少ないホンシュウジカ個体群であり、生物地理学的にも生態学的にも貴重な存在と言われている。

しかし、戦後の乱獲等の影響により、昭和30年代前半には県北西部に50頭程度と減少し、絶滅のおそれが生じたため、県は昭和37年以来、「オスジカ捕獲禁止区域」（平成11年解除）や「わな架設禁止区域」を指定して、個体群の維持・回復に努めてきたところである。

こうした取組により個体数は回復したものの、近年、生息頭数の増加や生息域の拡大が顕著であり、人の生活空間への出没等による農林業への被害が増大し、深刻な影響を与えている。

このため、県では、平成9年3月に「シカ対策検討報告書」を取りまとめるとともに、平成11年6月には同報告書に基づき、「山口県ニホンジカ保護管理計画」を策定し、その後「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成14年10月に第1期、平成19年3月に第2期、平成24年3月に第3期の「特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画」を策定し、その範囲を県北西部から県全域に拡大しながら、狩猟に係る規制の緩和や狩猟期間の延長等による狩猟の推進のほか、有害鳥獣としての捕獲や電気柵設置等による防護の強化、生息環境の整備等を総合的に実施してきた。さらに、平成20年に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）を踏まえ、市町との連携を一層密にして被害防除に取り組んできたところであるが、シカによる農林業被害は依然として高い水準で発生している。

こうした中、平成26年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。

(2) 目的

「第3期特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画」は改正法の施行の日（平成27年5月29日）をもって失効することから、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林業の健全な発展を図る観点から、シカ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的として、「第11次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、「第3期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」を策定し、将来的に絶滅を回避できる生息個体数（500頭程度）を目指す。

《参考》

平成4年度に環境庁（当時）が策定した「特定地域野生鳥獣保護管理マニュアル策定調査報告書（ニホンジカの保護管理マニュアル）」において、当面絶滅のおそれが少なく、防除のための管理も可能な個体群は、生息頭数500頭程度以上とされている。

2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）

ニホンジカ（*Cervus nippon*）

3 計画の期間

本計画の期間は、「第11次鳥獣保護管理事業計画」（計画期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）との整合性を図り、同計画の期間と同じ平成24年（2012年）4月1日から平成29年（2017年）3月31日までの5年間とする。

なお、改正法の施行の日において変更し、「第3期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」とする。

4 管理を行う区域

山口県全域とする。

5 管理の目標等

（1）現状

① 生息環境

本県は本州の最西端に位置し、森林植生は東部の標高が高い地域を中心に、一部の温帯林を除き、ほとんどが暖帯林に属している。その中でシカは北西部の下関市、長門市、美祢市を中心とした地域に生息している。

3市の林野面積は、その総土地面積の約70%に当たる約10万9千haであり、その大部分の約10万7千haが民有林である（表1、表2）。このうち人工林面積は、約4万9千haであり、スギ、ヒノキが約8割を占めている（表2）。

餌資源については、東北地方の森林のようにササ類が森林の下層一面に繁茂し、貴重な餌資源となっている場所はほとんどなく、上層木の種類により様々な下層植物が繁殖しており、広葉草本（ヨモギ、スイバ等）や単子葉草本（カヤツリグサ、ネササ等）等様々なものを採食している。

また、シカの生息にとって重要な要素の1つである積雪については、近年の暖冬により減少しており、1週間以上森林に雪が残るのはまれである。

表 1 生息地域の土地利用状況及び林野率

市町名	総土地面積 (ha)	林野			その他				林野率 (%)
		総数 (ha)	森林 (ha)	原野 採草地 (ha)	耕地			その他 (ha)	
					総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)		
下関市	71,617	47,241	47,138	103	7,770	6,510	1,260	16,606	66
長門市	35,794	26,880	26,838	42	3,409	3,140	269	5,505	75
美祢市	47,271	34,703	34,581	123	3,910	3,280	630	8,658	73
合計	154,682	108,824	108,557	268	15,089	12,930	2,159	30,769	70

(資料：平成 25 年度山口県森林・林業統計要覧)

表 2 市町別樹種別民有林面積

市町名	総数	人工林					天然林			タケ (ha)	無立木地 (ha)	人工林率 (%)
		総数 (ha)	スギ (ha)	ヒノキ (ha)	マツ類 (ha)	広葉樹 (ha)	総数 (ha)	針葉樹 (ha)	広葉樹 (ha)			
下関市	46,557	17,941	5,820	9,184	2,612	326	25,647	2,822	22,826	2,339	630	39
長門市	26,693	13,379	4,580	5,651	2,848	300	12,030	770	11,260	1,044	241	50
美祢市	34,243	17,223	7,640	8,197	1,138	248	15,792	2,679	13,113	915	313	50
合計	107,493	48,543	18,040	23,032	6,598	874	53,469	6,271	47,199	4,298	1,184	45

(資料：平成 25 年度山口県森林・林業統計要覧)

② 生息状況及び捕獲状況

(ア) 生息状況

主な生息域は、県北西部一帯の 3 市（下関市、長門市、美祢市）にまたがっているが、平成 21 年度の辺縁部調査結果では、萩市と旧美東町・旧三隅町との境界付近や旧下関市、旧山陽町の北部などでの生息が確認され、近年、拡大する傾向にある（図 1）。また、後述する糞塊密度調査においても生息域の拡大が確認できる。

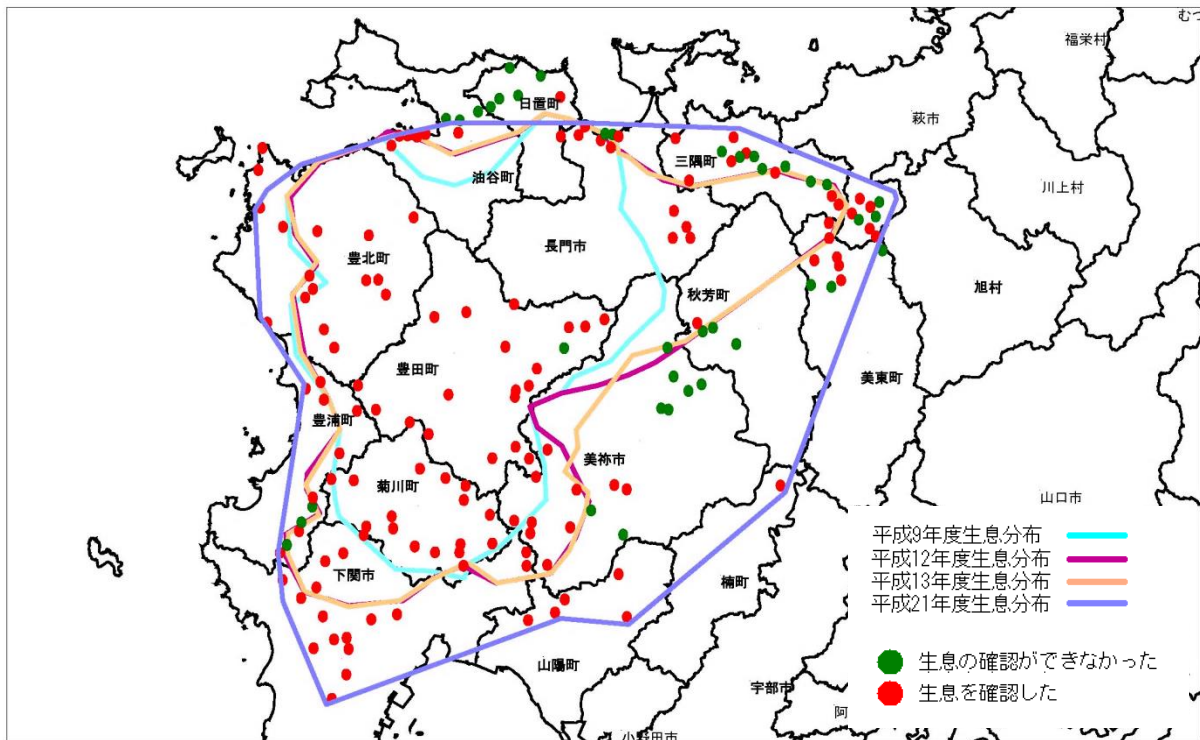


図1 平成21年度辺縁部調査結果による生息分布

注：図中、市町村名は合併前（平成17年2月1日現在）の名称を表示。

(イ) 糞塊密度

本県では、平成9年度から、区画法調査（※1）と糞塊密度調査（※2）により、調査対象区域の生息密度に関する調査をしている。

この調査結果によると、糞塊密度の平均値は、平成18年度は23.110糞塊/km、平成20年度は15.639糞塊/kmと減少しているものの、平成21年度以降は増加傾向にあったが、平成25年度に減少している（表3）。

また、分布については、主な生息域である県北西部一帯の3市は、ほとんど生息密度が高い地域になっている（図2）。

※1 区画法調査：一定区域内のシカの数を目視等（目視、鳴き声、移動音等）により調査

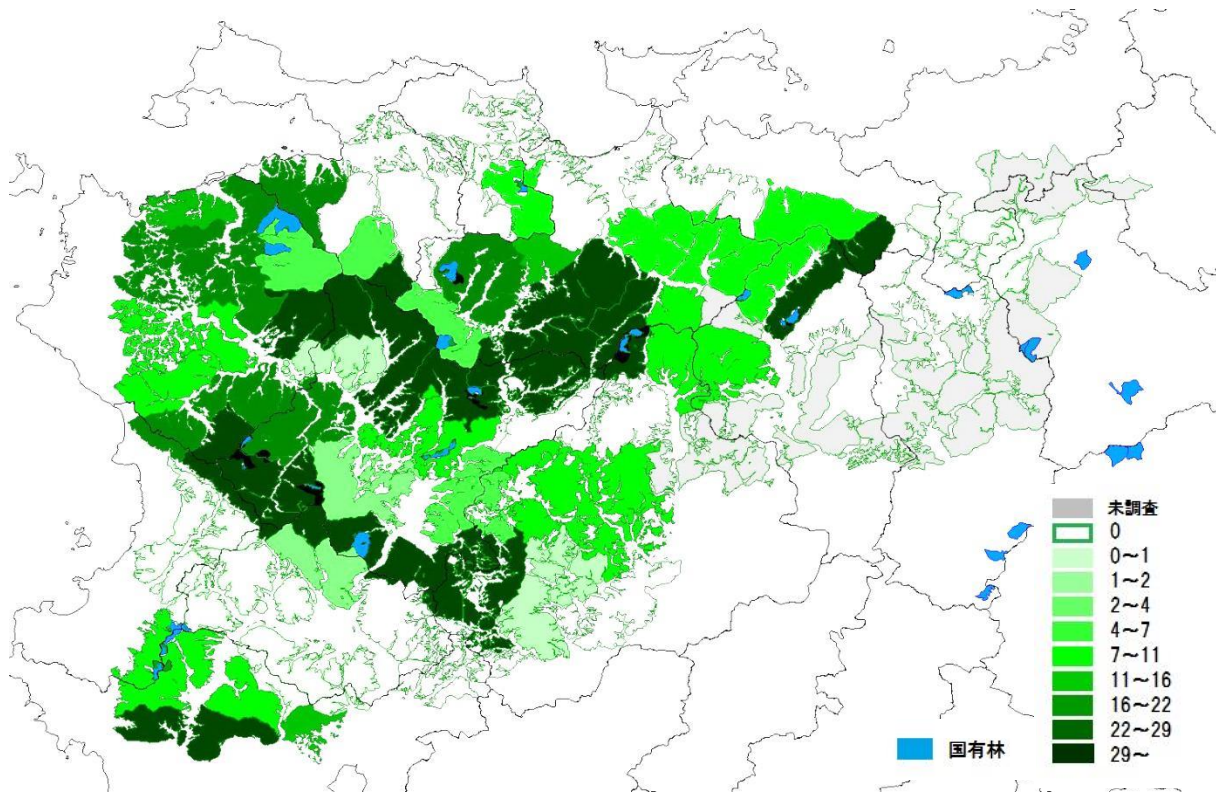
※2 糞塊密度調査：一定区域内のシカの糞塊数を調査

表3 近年の糞塊密度調査結果の推移

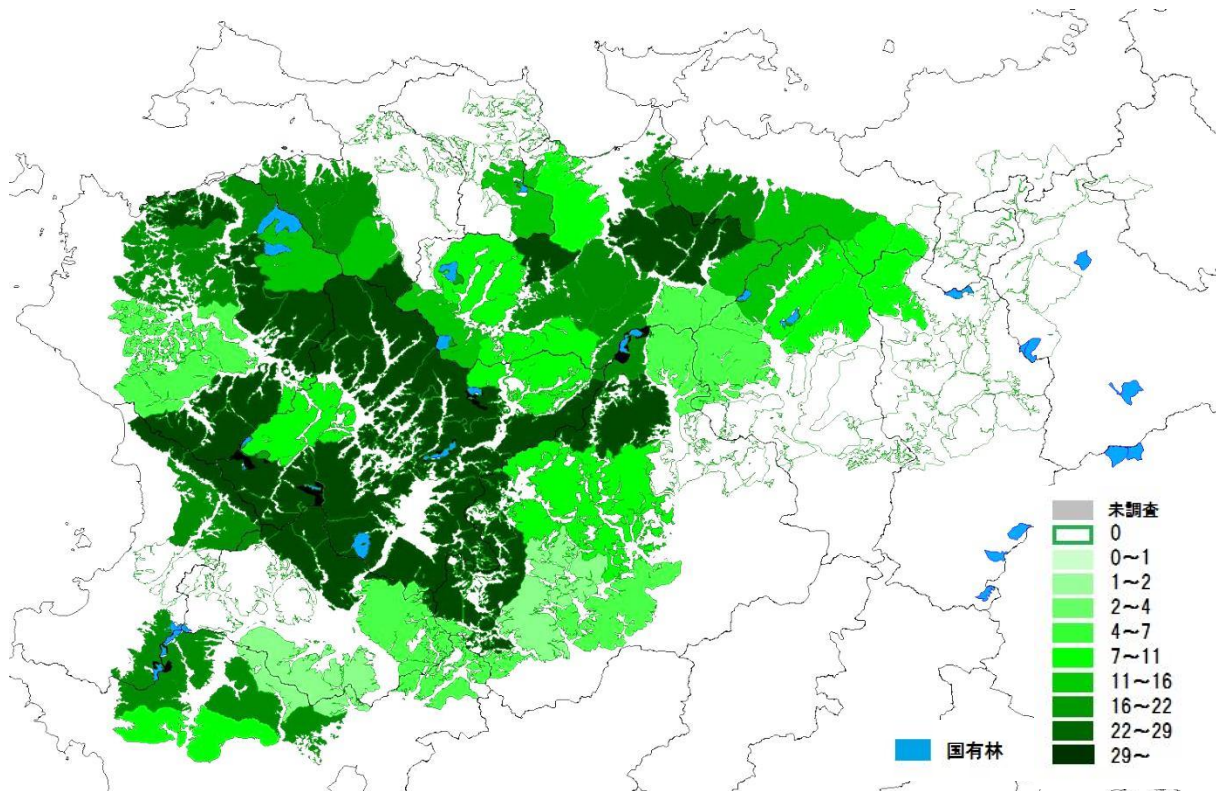
(単位：糞塊数/km)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
平均値	23.110	22.660	15.639	21.143	35.235	34.687	42.601	35.862
最大値	148.187	111.728	75.211	83.753	143.879	124.564	208.353	175.342
最小値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

平成18年度



平成21年度



平成25年度

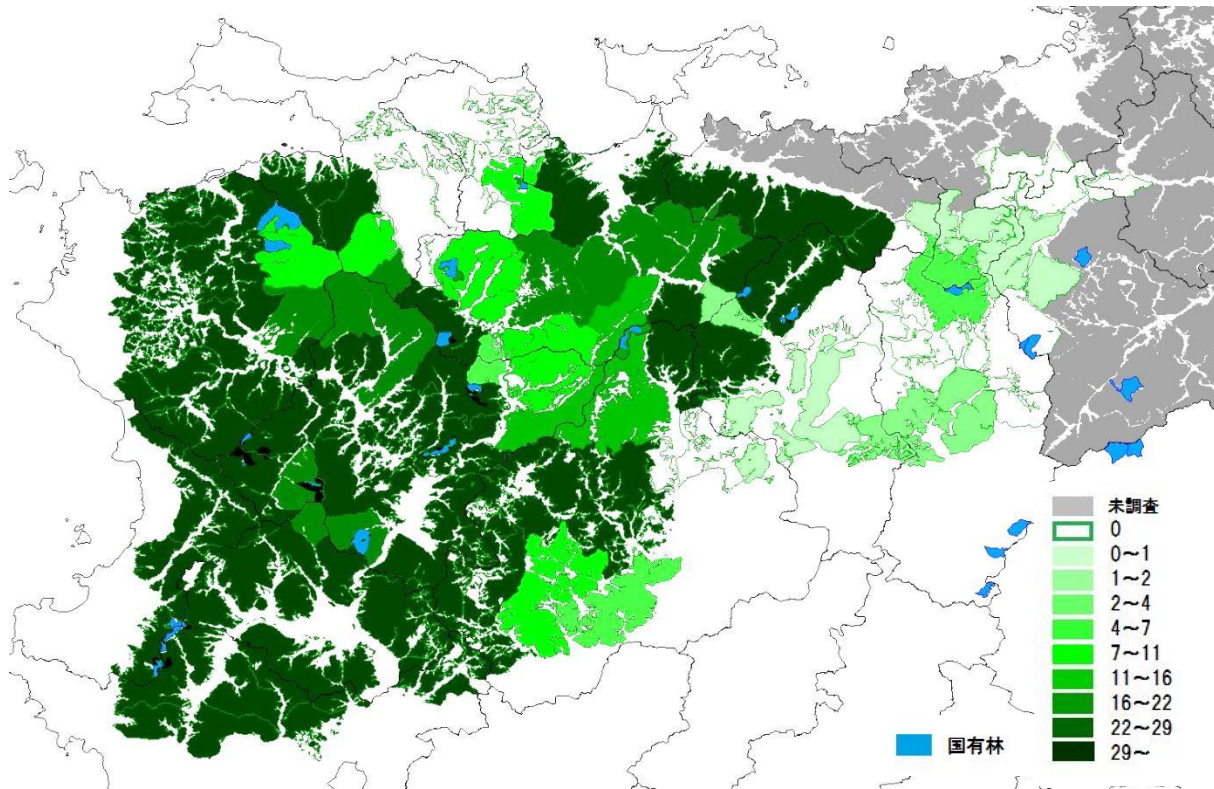


図2 糞塊密度分布

(ウ) 捕獲状況

狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲されており、捕獲数は年々増加し、平成 25 年度には、過去最高の 3,533 頭が捕獲された。

特に狩猟については、狩猟による捕獲実績がほとんどない期間が長く続いたが、狩猟期間の延長や 1 日当たりの捕獲頭数制限の解除等の規制緩和及び狩猟期間中における個体数調整を行ったことなどにより、近年、捕獲頭数が増加傾向となっている（図 3、表 4、資料 1）。

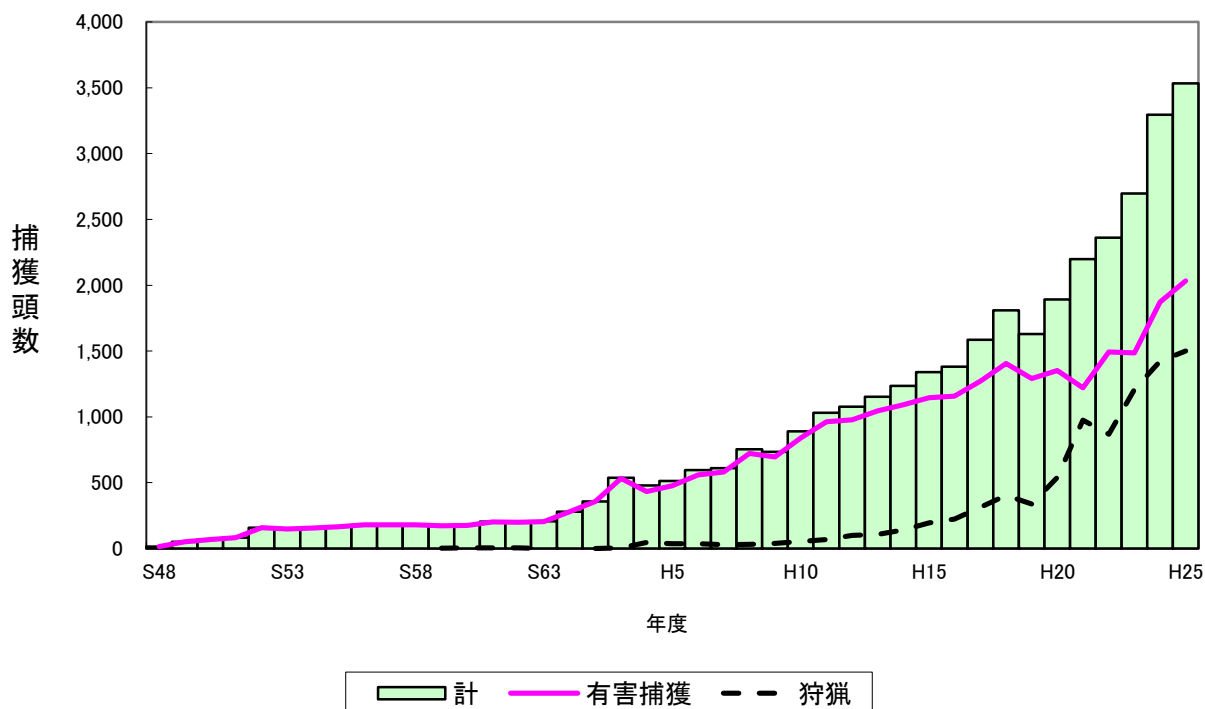


図 3 シカ捕獲頭数の推移

表 4 近年のシカ捕獲頭数の推移

(単位：頭)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
狩猟	404	338	539	976	868	1,209	1,423	1,501
うち県事業による捕獲	-	-	-	220	400	940	940	940
有害捕獲	1,405	1,291	1,353	1,222	1,493	1,497	1,872	2,032
計	1,809	1,629	1,892	2,198	2,361	2,706	3,295	3,533

③ 環境省による個体数推定及び将来予測

今年度、環境省は、都道府県による科学的・計画的な対策を支援するため、都府県別に統計手法を用いた個体数推定及び将来予測を行っている。

(ア) 個体数推定

本県において収集されている密度指標となるデータ(狩猟捕獲数、許可捕獲数、糞塊密度、ライトセンサス等)を用いて、平成10年度から平成25年度まで各年度末における個体数の推定を行った。

この結果によると、生息頭数について、平成23年度は8,278頭～156,926頭(中央値18,666頭)、平成24年度は8,244頭～167,589頭(中央値19,425頭)、平成25年度は7,959頭～177,689頭(中央値20,066頭)と増加している(図4)。

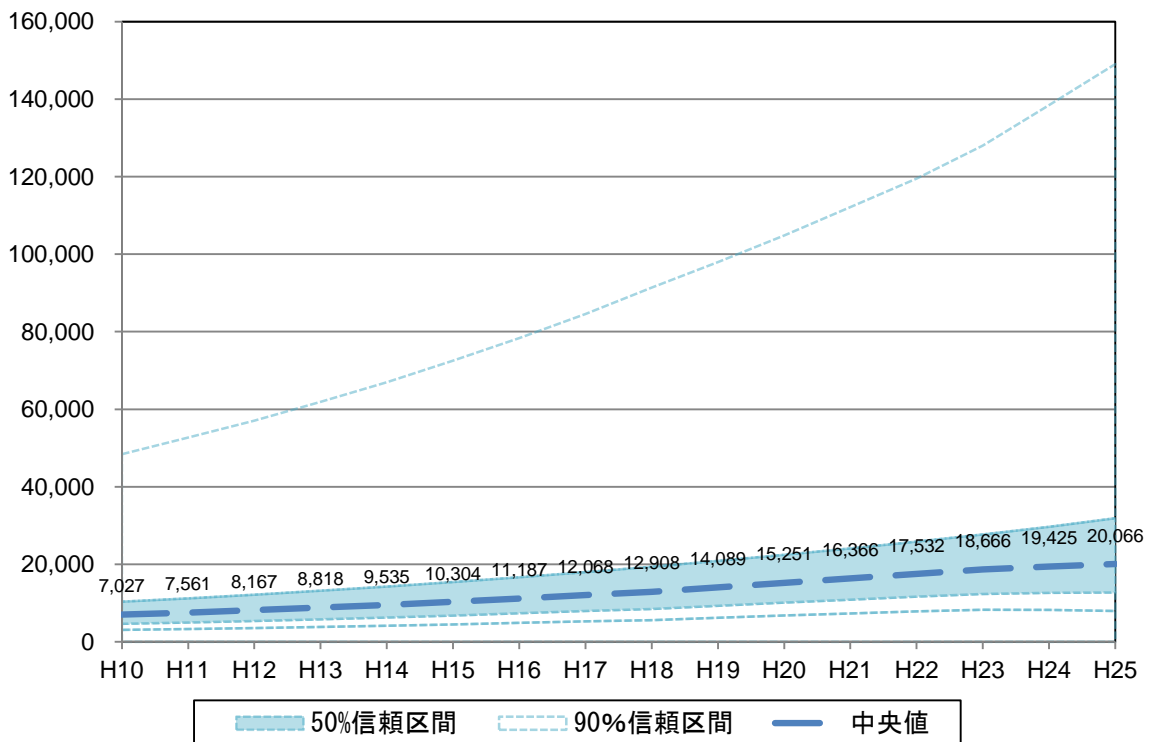


図4 ニホンジカの推定生息個体数の動向

(イ) 将来予測

今後、基準年度(平成23年度)と同様の捕獲率を継続した場合と、平成35年度に平成25年度の生息数を半減する場合と2つのケースにより将来予測を行っている。なお、自然増加数については、各年度末の推定個体数に対し、推定された自然増加率(1.21)を乗じて予測している(図5)。

予測結果によると、基準年度と同様の捕獲率を継続した場合、平成35年度には12,576頭～299,816頭(中央値35,737頭)となる。また、平成35年度に平成25年度の生息頭数を半減する場合には、現行の2.0倍の捕獲率が必要となる(図6)。

※1 捕獲率 =
$$\frac{\text{当該年度の捕獲頭数}}{\text{当該年度末の生息個体数} + \text{当該年度の捕獲頭数}}$$

※2 平成23年度の捕獲率: $2,706 \text{ 頭} / (18,666 \text{ 頭} + 2,706 \text{ 頭}) = 0.127$

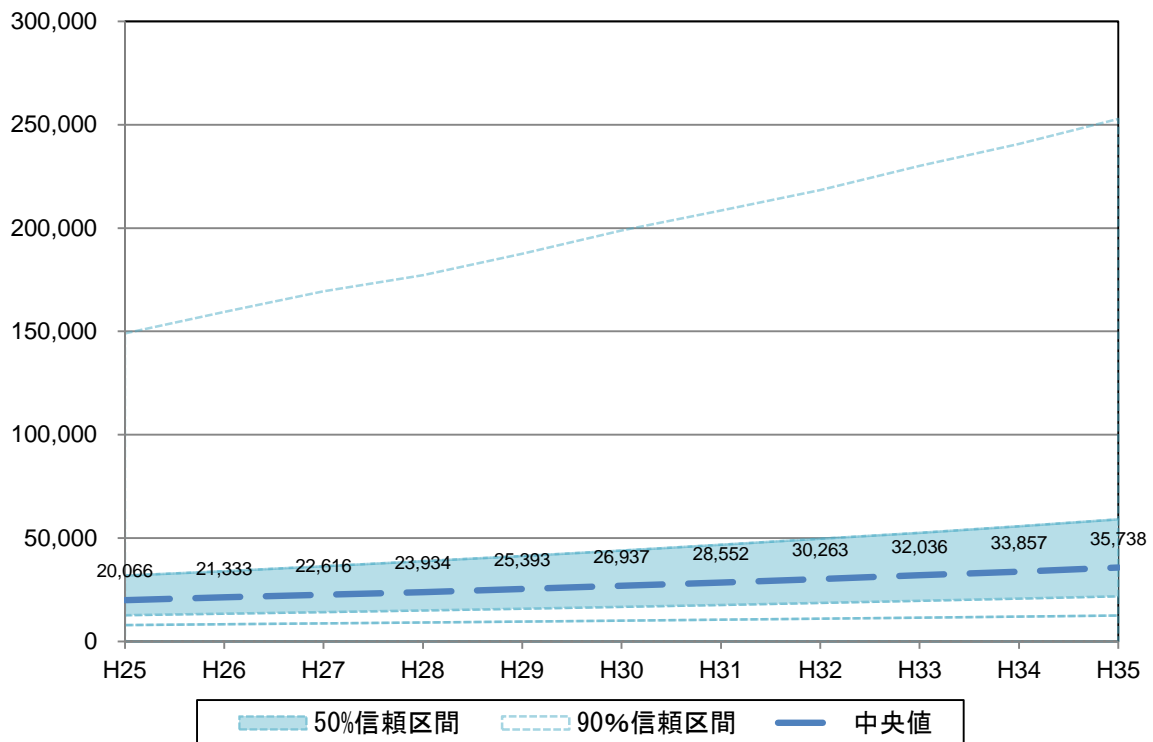


図5 生息個体数の将来予測（現行と同じ捕獲率の場合）

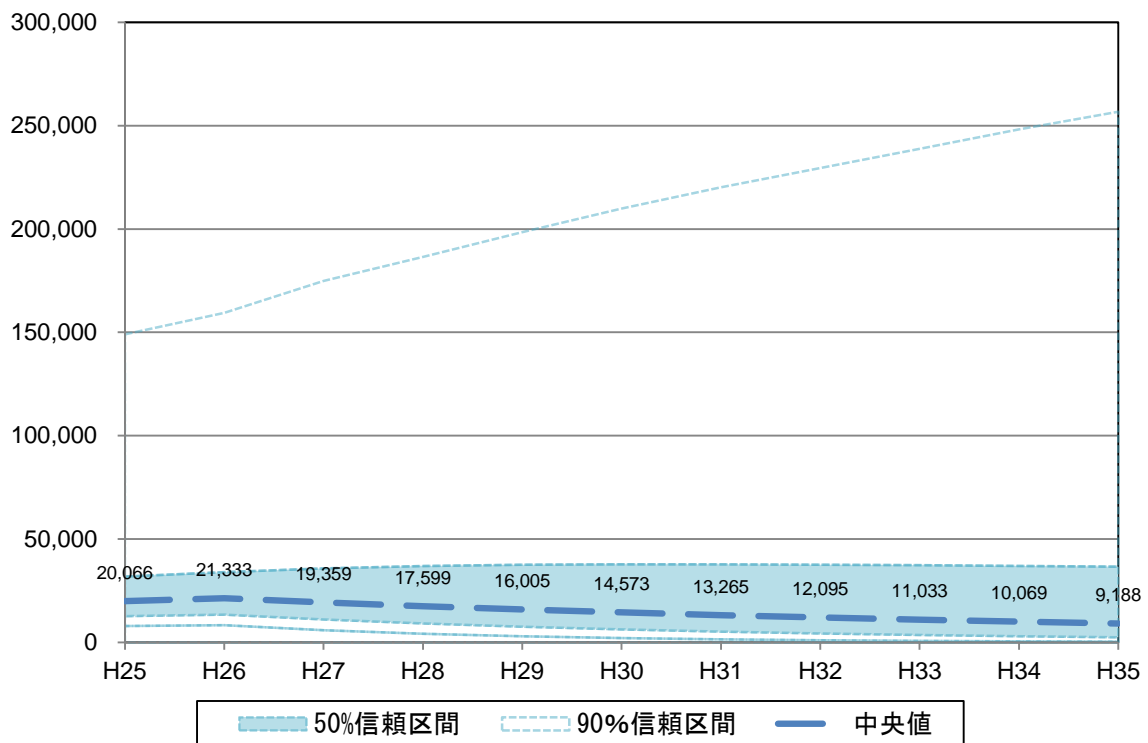


図6 生息個体数の将来予測（現行の2.0倍の捕獲率の場合）

④ 生態及び食性

(ア) 生態

林縁の動物と言われるようにパッチ状に草地が入り込む森林に生息している。オスジカは毎年1回春に角が生え替わり、年齢や栄養状態により異なるが、最大

で長さ 50cm 程度まで大きくなる。メスジカは、早いもので 1 歳の秋に交尾を行い、2 歳となった 6 月に 1 頭出産する。仔ジカは 1 歳から 2 歳で母のもとを離れる。通常、オスとメスは別々に生活し、交尾期はメスジカを中心とした群れの周囲にオス群が近寄る。中には縄張りを形成するものもある。

本県のシカ（成獣）の体重は、オスが 40～70kg、メスが 30～50kg で、遺伝的に南日本型に分類されるように北日本のものに比べ小さく、九州以南に生息するものに近い。

(イ) 食性

イネ科草本、樹葉など殆どの植物種を食べる幅広い食性を示しており、春は双子葉草本、夏はイネ科草本、秋は種子果実、冬は樹葉を多く採食する特徴を有している。

また、生息頭数の増加状況を見ても、本県のシカの栄養状態は良好だと推測される。

(2) 被害状況及び被害防除対策

シカによる農林業被害は、生息頭数の増加に伴い、平成に入ってから顕著になり、平成 4 年には 1 億 1 千万円とピークに達した。その後、減少に転じ、平成 18 年には 4 千 6 百万円と平成以降では最も低くなったが、近年は再び増加傾向となっている（図 7、資料 1）。

一方、野生鳥獣による農林業被害額は、近年、減少傾向にあり、被害額全体に占めるシカの割合は、増加傾向にある（表 5）。

被害防除対策としては、国庫補助事業の活用等により、電気柵や金網フェンス等の防護柵が設置されており、新規防護柵の設置距離は、近年減少傾向であったが、平成 24 年度以降は再び増加に転じている（図 8、資料 2）。

表 5 野生鳥獣全体に占めるシカによる農林業被害額の推移

(単位：百万円、%)

区分	平成 15 年	平成 20 年	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
シカ被害	64	53	82	76	86	96	97
(割合)	9.7	8.1	11.3	9.4	12.6	16.3	17.9
鳥獣被害全体	658	647	721	801	680	588	540

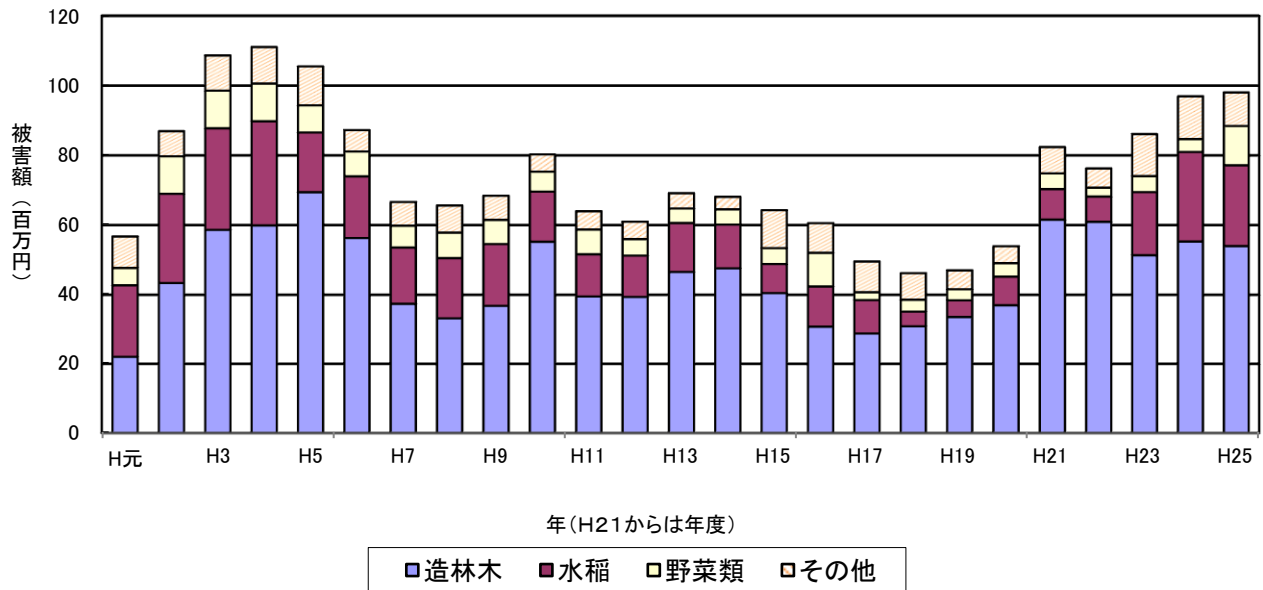


図7 シカによる農林業被害額の推移

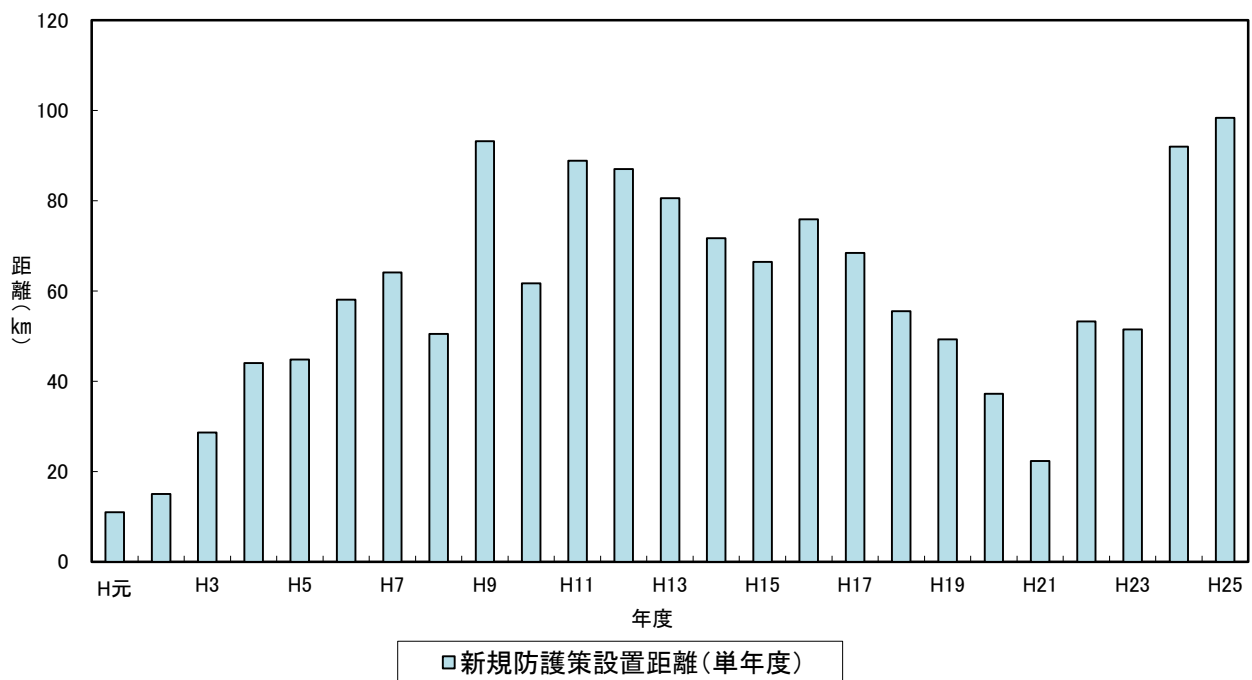


図8 防護柵の設置状況

(3) 狩猟者の状況

① 狩猟者登録数

狩猟者登録数は、昭和38年度から増加し、昭和43年度から昭和53年度にかけてピーク（昭和51年度9,347人）に達したが、その後減少し、平成22年度にはピーク時の約1/3の3,039人となっている。

特に、第一種銃猟登録者が減少し、網・わな猟登録者は徐々に増加している（図9、資料3）。

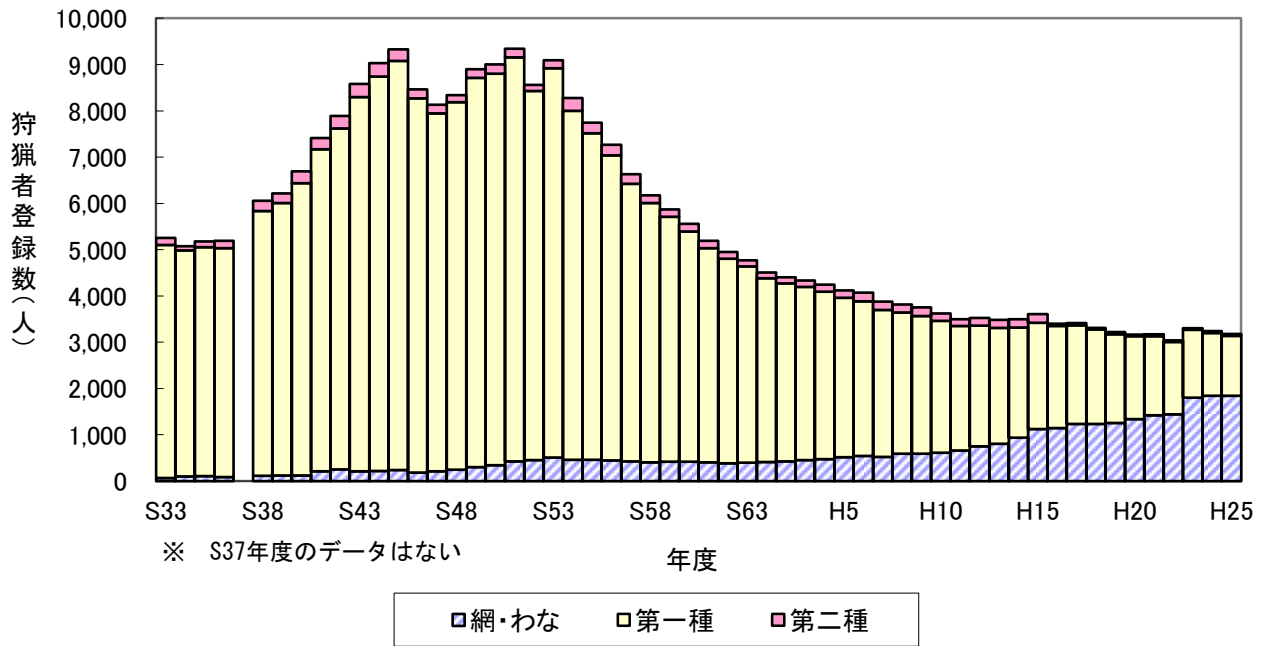


図9 狩猟者登録数の推移

② 狩猟免許所持者の年齢構成

狩猟免許所持者の年齢構成の経年変化を見ると、昭和50年度から平成元年度にかけて半減しており、特に20代から40代の免許所持者が急激に減少している。

また、平成に入ると50歳以上が増加し、平成16年度以降では、全体の約9割を占めるなど、高齢化が顕著になっている(図10)。

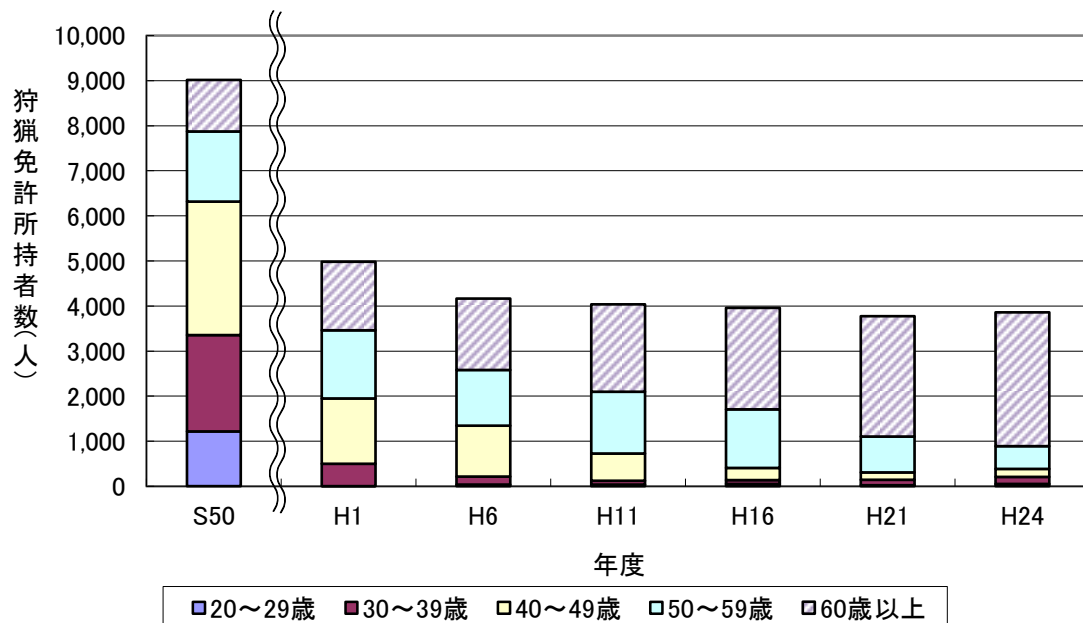


図10 狩猟免許所持者の年齢構成

(4) 管理の目標

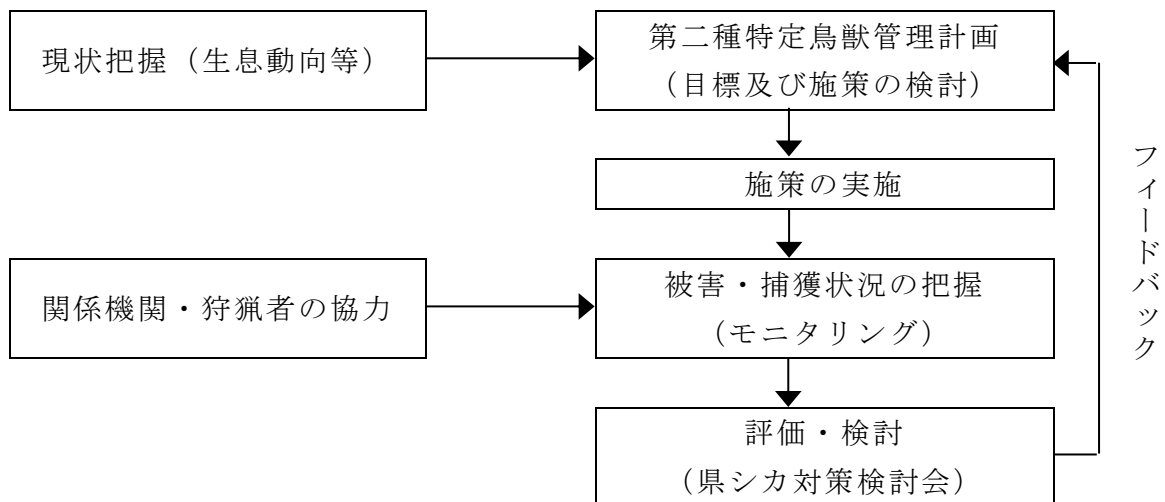
本計画の終期における生息頭数の目標を 16,000 頭とする。

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

中山間地域における耕作放棄地の増加や狩猟者の減少等により、シカの生息域は人間活動の場に及んでおり、農林業に多大な被害をもたらしている。

このため、自然条件下において、農林業被害のない安定した状態で個体群の維持を図ることが重要であり、本計画では、県と市町との役割分担の下、捕獲対策に加え、防護・生息環境対策及び担い手対策を総合的に推進する。また、捕獲数や被害額等を的確に把握した上で計画の進捗状況を評価し、今後の対策を検討する。

【シカ管理フロー】



6 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

狩猟、有害鳥獣捕獲によるシカの捕獲頭数は、近年、増加しているにもかかわらず、被害額、生息頭数は増加傾向にあり、また生息域も拡大傾向にあることから、これまで以上に捕獲の拡大を図ることが重要である（図 11、表 6）。

このため、本計画期間中においては、狩猟期間の延長等の規制緩和を全県に拡大し、狩猟の強化を図るとともに、被害状況に応じた有害鳥獣捕獲を強化する。また、改正法により新たに創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を積極的に活用する。

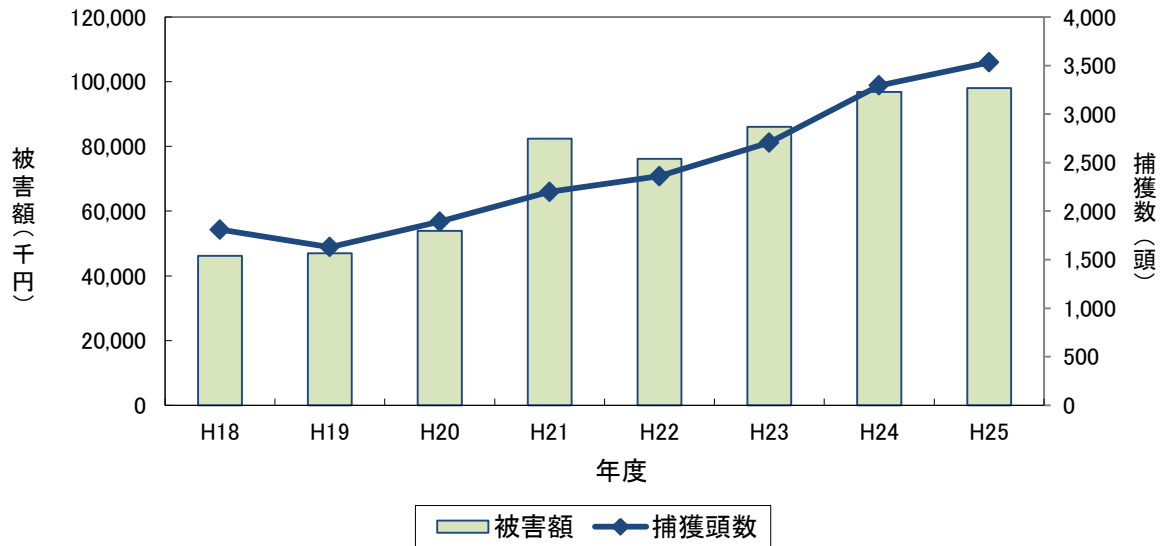


図 11 シカの捕獲頭数と農林業被害額の推移

表 6 シカの捕獲頭数と農林業被害額の推移

(単位：頭、百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
捕獲頭数	1,809	1,629	1,892	2,198	2,361	2,706	3,295	3,533
被害額	46	47	54	82	76	86	96	97

※被害額は平成20年度までは暦年、平成21年度以降は年度の値

(2) 個体群管理の目標

管理目標を達成するため、本計画における捕獲目標頭数を年間5,200頭とする。

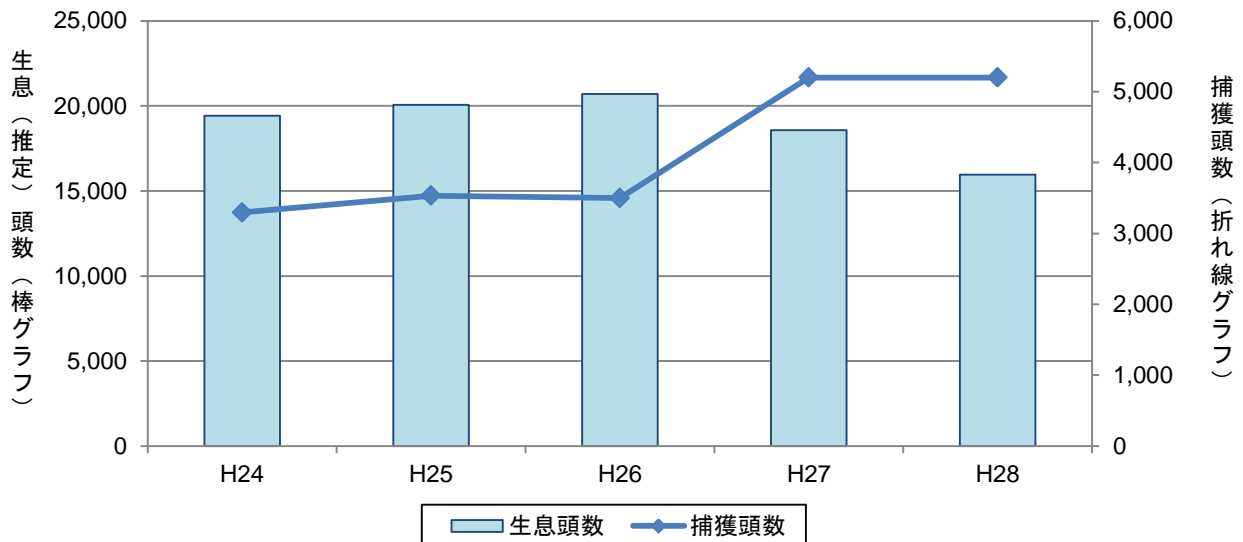


図 12 本計画におけるシカの生息頭数と捕獲頭数の推移及び試算

(3) 個体群管理の方法

捕獲を強化するため、「狩猟期間の延長」、「1日当たりの捕獲頭数制限の解除」、「くくりわなの輪の直径に関する規制緩和」の継続や狩猟期間中における個体数調整による狩猟の促進、市町との役割分担を踏まえた有害鳥獣捕獲の推進、効率的な捕獲技術の研究・開発の推進を図る。

また、狩猟者の減少、高齢化が進んでいることから、捕獲の担い手の確保・育成に努めるとともに、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

① 狩猟の促進

(ア) 狩猟期間の延長及び捕獲頭数制限の解除

法に基づく狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月1日から3月31日までとするとともに、国による1日当たりの捕獲頭数の制限(1日1頭以内)を解除する。

(イ) くくりわなの輪の直径に関する規制の緩和

法が定める12cm以内から15cm以内に緩和する。

ただし、ツキノワグマの恒常的生息区域でツキノワグマの出没が頻繁に見られる場合には、くくりわなを撤去するか輪の直径を12cm以内とするように指導する。

なお、銃猟による効率的な捕獲を促進するため、下関市、長門市の全域を引き続き「くくりわな架設禁止区域」に指定する。

② 有害鳥獣捕獲の推進

鳥獣被害防止特措法を踏まえた、県と市町との役割分担の下、各地域の被害実態に応じた有害鳥獣捕獲を推進する。

③ 捕獲技術の研究・開発の推進

遠隔操作システムを利用した捕獲柵など、効率的な捕獲技術の研究・開発を推進する。

④ 狩猟者の確保・育成

高齢化等により狩猟者が減少しており、鳥獣保護法改正に伴い、わな猟免許取得

年齢の 20 歳から 18 歳への引き下げや、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設が行われたことを踏まえ、農林業者や農業高校生・大学生等への狩猟免許試験の PR や県下各地での試験の実施、民間事業者に対する鳥獣捕獲等事業への参入の働きかけ等により狩猟者の確保に努める。

また、銃猟免許新規取得者への実地訓練やわな猟免許新規取得者への捕獲技術研修等の実施により、知識や技術の向上、狩猟者の育成に努める。

⑤ 地域ぐるみの捕獲活動の推進

狩猟者の減少・高齢化が進む中、有害鳥獣捕獲の強化を図るためには、狩猟者だけに頼るのではなく、狩猟者の理解と協力の下に、捕獲従事者を地域全体で確保し、地域が一体となった取組が必要である。

そのため、農林業者の狩猟免許の取得促進や、狩猟者と地域の関係者との連携・協力による、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

シカの捕獲頭数は、近年 3 千頭を超える高い水準で推移しているにもかかわらず、農林業被害額、生息頭数は増加傾向にあり、また生息域も拡大傾向にあることから、これまで以上に捕獲の拡大を図ることが重要である。

特に、主な生息域である 3 市においては、依然としてシカによる農林業被害が深刻であることから、当該地域において「指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）」を実施し、さらなる捕獲の強化を図る。

併せて、主な生息域に隣接する市においても生息が確認されていることから、当該市においても捕獲等事業を実施し、生息域の拡大を防止する。

(2) 実施期間

11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 5 ヶ月間とする。

(3) 実施区域

主な生息域である下関市、長門市及び美祢市並びに 3 市に隣接する市（宇部市、山口市、萩市及び山陽小野田市）とする。

(4) 事業の目標

捕獲目標頭数を 2,400 頭とする。

なお、個体数の増加をより効果的に抑制するため、主にメスジカの捕獲を行うこととする。

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

① 実施方法

主な生息域において銃猟による効率的な捕獲の促進を図っていることから、原則として銃猟によるものとする。

② 実施結果の把握及び評価

捕獲情報（捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）及び生息密度情報（区画法、糞塊密度）を収集し、当該事業の実施結果を検証するものとする。

また、学識経験者、農林業団体、狩猟団体、関係行政機関等で構成する「山口県シカ対策検討会」において、毎年度、事業の実施結果を評価し、必要に応じて目標及び実施方法の見直しを検討する。

（6）事業の実施者

山口県とし、その実施を認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の指定による生息環境の保護を図るとともに、長期的には、人工林の間伐等による下層植生の回復等による多様な森林づくりなど、シカが生息できる自然環境の整備を図り、人の生活空間とシカの生息場所の棲み分けができる環境づくりを進めていく。

また、特に被害の多い中山間地域においては、管理が行き届かない耕作放棄地や耕作地周辺の山林が、餌場や隠れ場として被害発生の要因となっていると考えられることから、こうした自然環境の改善に努める。

9 その他管理のために必要な事項

（1）被害防除対策

捕獲を強化するだけでは、シカによる農林業被害を軽減させることはできない。

効果的な捕獲と並行して、耕作地での防護柵の設置や集落での誘引物の除去等、被害防除対策に総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担の下、以下の対策を進めていく。

- ① 農林業者へ被害防除のための普及啓発
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除技術の開発、実施

（2）調査研究

適正な管理を推進するため、県農林総合技術センターによる生息状況調査（生息分布、生息密度、生息頭数）を引き続き実施し、必要に応じて調査手法の検証、見直しを行い、調査の精度向上を図る。また、市町や関係団体とも連携し、捕獲頭数、被害発生量についてもデータの蓄積に努める。

さらに、施策の点検・評価のため、以下の調査を実施する。

- ① 狩猟期間の延長期間内における捕獲実績
- ② 被害防除対策の実施状況と効果の検証
- ③ 農林業被害等に関する地域別の実態把握

(3) 計画の推進体制

① 合意形成

本計画に基づく各種施策の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。

② 市町や関係機関との連携

鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法に基づき作成した「被害防止計画」に沿って施策を実施する市町や、「山口県鳥獣被害防止対策協議会」等の関係機関との連携強化を図る。

(4) 計画の進行管理

計画的な管理を行うため、被害・捕獲状況を基にした本計画の進行管理を行うとともに、「山口県シカ対策検討会」及び「山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において、毎年度、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて管理目標及び方策の見直しを検討する。

資料1

山口県におけるシカの捕獲頭数及び農林業被害額

(単位:頭、ha、千円)

年度	捕獲数			農林業被害状況								
	有害捕獲	狩猟	合計	造林木		水稻		野菜類		その他	合計	
				面積	金額	面積	金額	面積	金額	金額	面積	金額
S48	15		15	—	—	—	—	—	—	—		3,700
S49	51		51	68.20	10,850	3.30	2,040	0.30	1,200	880	71.80	14,970
S50	68		68	61.50	6,150	1.86	2,046	0.43	1,505	695	63.79	10,396
S51	83		83	103.66	16,069	1.72	2,280	0.31	800	50	105.69	19,199
S52	158		158	122.12	20,149	2.49	3,349	0.79	2,145	100	125.40	25,743
S53	148		148	104.31	18,255	3.86	5,249	0.50	2,270	1,175	108.67	26,949
S54	157		157	132.39	23,162	2.61	3,602	0.53	2,420	1,234	135.53	30,418
S55	165	1	166	236.45	41,380	1.91	2,594	1.55	6,935	1,004	239.91	51,913
S56	180		180	147.52	30,980	2.34	3,328	1.87	8,405	804	151.73	43,517
S57	180	2	182	66.24	32,220	10.16	3,352	2.31	3,470	4,868	78.71	43,910
S58	180		180	55.83	31,650	10.90	3,491	6.00	6,515	4,736	72.73	46,392
S59	172	3	175	45.50	33,561	3.00	4,205	2.90	6,383	3,440	51.40	47,589
S60	176	6	182	33.50	38,601	3.20	4,093	3.50	4,610	5,291	40.20	52,595
S61	201	4	205	65.10	40,889	5.70	4,215	2.50	3,650	5,449	73.30	54,203
S62	199	5	204	48.10	23,266	8.40	9,245	2.90	4,515	10,713	59.40	47,739
S63	205	1	206	29.00	14,945	13.80	17,512	3.40	6,048	5,814	46.20	44,319
H元	281		281	42.80	22,032	16.37	20,660	4.70	4,998	8,996	63.87	56,686
H2	357	1	358	83.60	43,364	21.19	25,564	7.40	10,781	7,181	112.19	86,890
H3	533	5	538	52.73	58,603	26.02	29,142	5.20	10,780	10,080	83.95	108,605
H4	433	47	480	62.80	59,859	23.53	29,882	5.20	10,800	10,490	91.53	111,031
H5	476	37	513	53.60	69,379	16.50	17,160	2.90	7,767	11,190	73.00	105,496
H6	560	36	596	50.95	56,249	17.00	17,680	2.70	7,142	6,157	70.65	87,228
H7	582	29	611	32.80	37,378	11.00	16,170	2.38	6,255	6,806	46.18	66,609
H8	722	33	755	30.80	33,165	11.80	17,346	2.71	7,307	7,778	45.31	65,596
H9	695	39	734	31.77	36,776	12.33	17,755	2.72	6,930	6,936	46.82	68,397
H10	838	53	891	29.47	55,188	10.82	14,365	2.39	5,728	4,959	42.68	80,240
H11	963	69	1,032	22.42	39,504	9.78	12,078	2.55	7,119	5,256	34.75	63,957
H12	978	100	1,078	27.64	39,357	10.88	11,878	2.57	4,711	5,000	41.09	60,946
H13	1,046	108	1,154	24.35	46,544	11.40	14,037	2.15	4,150	4,399	37.90	69,130
H14	1,093	142	1,235	24.70	47,580	10.21	12,537	2.16	4,391	3,585	37.07	68,093
H15	1,146	195	1,341	20.89	40,472	6.52	8,338	2.27	4,561	10,870	29.68	64,241
H16	1,158	223	1,381	20.83	30,756	8.67	11,617	3.76	9,650	8,514	33.26	60,537
H17	1,272	313	1,585	16.18	28,794	7.26	9,656	1.12	2,246	8,852	24.56	49,548
H18	1,405	404	1,809	12.03	30,858	3.78	4,247	1.47	3,452	7,633	17.28	46,190
H19	1,291	338	1,629	13.23	33,565	4.31	4,827	0.78	3,185	5,425	18.32	47,002
H20	1,353	539	1,892	19.74	36,977	7.54	8,208	1.76	3,858	4,877	29.04	53,920
H21	1,222	976	2,198	26.84	61,514	7.69	8,767	1.91	4,511	7,572	36.44	82,364
H22	1,493	868	2,361	26.44	60,898	6.47	7,235	1.14	2,566	5,522	34.05	76,221
H23	1,497	1,209	2,706	20.89	51,339	17.53	18,095	1.53	4,561	12,097	39.95	86,092
H24	1,872	1,423	3,295	21.13	55,247	21.07	25,706	1.25	3,690	12,252	43.45	96,895
H25	2,032	1,501	3,533	22.22	53,942	20.41	23,161	4.21	11,287	9,596	46.84	97,986

* 「農林業被害状況の合計」欄の面積は造林木、水稻、野菜類の面積を合計したものの。

* 「農林業被害状況の合計」欄は、H20までは暦年、H21からは年度の値

資料2

山口県におけるシカ防護柵設置状況

(単位:m)

年度	S47~60	S61~H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
農地用	47,139	465,394	44,839	47,972	44,064	52,070	49,392	35,649	34,593	22,072	17,600	44,900	16,200	18,200	23,900
林地用	—	212,454	35,710	23,718	22,347	23,829	19,012	19,840	14,654	15,170	4,698	8,364	35,280	73,754	74,443
計	47,139	677,848	80,549	71,690	66,411	75,899	68,404	55,489	49,247	37,242	22,298	53,264	51,480	91,954	98,343

狩猟者登録状況

年度	狩猟者登録数				年度	狩猟者登録数			
	網・わな	第一種	第二種	計		網・わな	第一種	第二種	計
33	69	5,033	152	5,254	61	403	4,634	154	5,191
34	104	4,886	90	5,080	62	387	4,421	147	4,955
35	111	4,945	123	5,179	63	397	4,246	132	4,775
36	91	4,943	160	5,194	元	414	3,972	120	4,506
37	-	-	-	-	2	424	3,853	129	4,406
38	114	5,724	221	6,059	3	457	3,741	141	4,339
39	121	5,887	210	6,218	4	472	3,623	151	4,246
40	119	6,322	252	6,693	5	519	3,447	155	4,121
41	210	6,964	238	7,412	6	543	3,342	189	4,074
42	251	7,375	267	7,893	7	525	3,174	183	3,882
43	210	8,092	282	8,584	8	592	3,051	172	3,815
44	217	8,530	287	9,034	9	596	2,975	185	3,756
45	237	8,846	250	9,333	10	616	2,848	159	3,623
46	185	8,090	195	8,470	11	659	2,693	148	3,500
47	213	7,733	186	8,132	12	749	2,612	168	3,529
48	248	7,940	152	8,340	13	809	2,501	176	3,486
49	301	8,414	188	8,903	14	937	2,380	182	3,499
50	342	8,466	201	9,009	15	1,127	2,296	189	3,612
51	427	8,732	188	9,347	16	1,144	2,207	52	3,403
52	453	7,979	129	8,561	17	1,235	2,131	50	3,416
53	507	8,420	173	9,100	18	1,237	2,038	39	3,314
54	459	7,543	278	8,280	19	1,260	1,913	47	3,220
55	459	7,058	232	7,749	20	1,338	1,791	40	3,169
56	446	6,596	226	7,268	21	1,420	1,711	42	3,173
57	429	5,995	207	6,631	22	1,445	1,562	32	3,039
58	408	5,603	166	6,177	23	1,806	1,463	35	3,304
59	418	5,293	164	5,875	24	1,843	1,360	38	3,241
60	418	4,974	167	5,559	25	1,845	1,294	41	3,180

* (出典) 県自然保護課資料

* 昭和37年度はデータなし